

仕 様 書

令和2年度

千葉港湾事務所清掃兼油回収船免税軽油購入

1. 概要

本件は、本仕様書により、当所所有の清掃兼油回収船「べいくりん」の主燃料として、軽油(免税)を購入するものである。

2. 契約方法

本契約は、1リットルあたりの単価をもって契約するものである。

3. 納入場所

神奈川県横浜市神奈川区橋本町2-1-4

関東地方整備局 横浜港湾空港技術調査事務所内係留 船舶「べいくりん」

4. 品名、規格及び予定数量

品名、規格：軽油(1号)(免税)

予 定 数 量：45,000リットル(期間中10,000リットル×4回、5,000リットル×1回の給油を予定)

5. 納入期間

契約締結日から令和2年6月30日までとする。

6. 納入方法

(1)バージ船により当該船舶に納入するものとする。

(2)納入日時は当所係官の指示によるものとする。

(3)燃料納入の都度、納品書を提出すること。

7. 検収

納入の都度、当所係官による数量の確認をもって検収とする。

8. 支払い

購入代金は、毎月末に締め切り、1ヶ月毎の実績払いとし、受注者の適正なる請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

9. その他

(1) 本仕様書に記載なき事項については、必要に応じて両者協議の上、決定するものとする。

(2) 燃料給油時には、関係法令を遵守し、油流出防止に対する必要な措置をとること。なお、海上等に流出した場合は、直ちに油除去措置を実施し、当所係官に連絡すること。その際に要した費用はすべて納入業者の負担とする。

(3) 燃料納入後は、納品書を提出すること。

(4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2) 1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告しなければならない。

3) 1)及び2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

以上

仕 様 書

令和2年度

千葉港湾事務所清掃兼油回収船免税軽油購入(その2)

1. 概要

本件は、本仕様書により、当所所有の清掃兼油回収船「べいくりん」の主燃料として、軽油(免税)を購入するものである。

2. 契約方法

本契約は、1リットルあたりの単価をもって契約するものである。

3. 納入場所

神奈川県横浜市神奈川区橋本町2-1-4

関東地方整備局 横浜港湾空港技術調査事務所内係留 船舶「べいくりん」

4. 品名、規格及び予定数量

品名、規格: 軽油(1号)(免税)

予 定 数 量: 45,000リットル(期間中10,000リットル×4回、5,000リットル×1回の給油を予定)

5. 納入期間

契約締結日から令和2年9月30日までとする。

6. 納入方法

(1)バージ船により当該船舶に納入するものとする。

(2)納入日時は当所係官の指示によるものとする。

(3)燃料納入の都度、納品書を提出すること。

7. 検収

納入の都度、当所係官による数量の確認をもって検収とする。

8. 支払い

購入代金は、毎月末に締め切り、1ヶ月毎の実績払いとし、受注者の適正なる請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

9. その他

(1) 本仕様書に記載なき事項については、必要に応じて両者協議の上、決定するものとする。

(2) 燃料給油時には、関係法令を遵守し、油流出防止に対する必要な措置をとること。なお、海上等に流出した場合は、直ちに油除去措置を実施し、当所係官に連絡すること。その際に要した費用はすべて納入業者の負担とする。

(3) 燃料納入後は、納品書を提出すること。

(4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2) 1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告しなければならない。

3) 1)及び2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

以上

仕 様 書

令和2年度

千葉港湾事務所清掃兼油回収船免税軽油購入(その3)

1. 概要

本件は、本仕様書により、当所所有の清掃兼油回収船「べいくりん」の主燃料として、軽油(免税)を購入するものである。

2. 契約方法

本契約は、1リットルあたりの単価をもって契約するものである。

3. 納入場所

神奈川県横浜市神奈川区橋本町2-1-4

関東地方整備局 横浜港湾空港技術調査事務所内係留 船舶「べいくりん」

4. 品名、規格及び予定数量

品名、規格：軽油(1号)(免税)

予定数量：57,000リットル(期間中10,000リットル×5回、7,000リットル×1回の給油を予定)

5. 納入期間

契約締結日から令和3年3月31日までとする。

6. 納入方法

(1)バージ船により当該船舶に納入するものとする。

(2)納入日時は当所係官の指示によるものとする。

(3)燃料納入の都度、納品書を提出すること。

7. 検収

納入の都度、当所係官による数量の確認をもって検収とする。

8. 支払い

購入代金は、毎月末に締め切り、1ヶ月毎の実績払いとし、受注者の適正なる請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

9. その他

(1) 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変により、単価に変動があった場合は、発注者及び受注者が協議を行い、契約単価の変更を求めることができる。

(2) 燃料給油時には、関係法令を遵守し、油流出防止に対する必要な措置をとること。なお、海上等に流出した場合は、直ちに油除去措置を実施し、当所係官に連絡すること。その際に要した費用はすべて納入業者の負担とする。

(3) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2) 1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告しなければならない。

3) 1)及び2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

(4) 本仕様書に記載なき事項については、必要に応じて両者協議の上、決定するものとする。